

ひょうご夢L i f e 令和7年4月号掲載記事の訂正について

このたび発行しました「ひょうご夢L i f e 令和7年4月号」に掲載した内容について、下記のとおり一部訂正がありますのでお知らせします。

なお、当該記事の記載誤りにつきましては、「ひょうご夢L i f e 令和7年7月号」にてお知らせする予定です。

組合員の皆様にご迷惑をおかけしましたことを、お詫び申し上げます。

3 ページ 短期給付事業

●短期給付一覧の「請求手続きが必要な給付」のうち、「療養費・家族療養費」の概要

【正】「保険証」または「資格確認書」を提示できずに医療機関等を受診、海外での治療、治療用装具を購入したとき等に給付
給付額は療養の給付と同じ

【誤】「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を提示できずに医療機関等を受診、海外での治療、治療用装具を購入したとき等に給付
給付額は療養の給付と同じ

●短期給付一覧の「請求手続きが必要な給付」のうち、「育児時短勤務手当金」の概要

【正】令和7年4月1日以降に2歳未満の子を養育するために育児時短勤務を開始するときに給付

給付額 最大で支給対象月に支払われた報酬の1割

【誤】令和7年4月1日以降に2歳未満の子を養育するために育児時短勤務を開始するときに給付

(注) 一定期間：原則、男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内

給付額 最大で支給対象月に支払われた報酬の1割

12ページ 「資格情報のお知らせ」または「資格確認書（短期）」が交付される前に病院へ行かれる場合

【正】「資格確認書」

【誤】「資格確認書（短期）」

給付・資格班 給付担当

(TEL) 078-362-3765